

2020年12月22日

「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果(案)」に対する意見

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

【該当箇所】

P67 施策番号 516

○ 希少な野生生物の取引管理については、引き続き関係省庁、関連機関が連携・協力して違法行為の防止、摘発に努めるとともに、効果的な国内流通管理の検討と実施を進めていきます。(環境省、関係府省)

a+ 既に達成済み

・関係省庁及び関係機関が連携・協力し、事業者の指導等、希少な野生生物の国内流通管理を実施

国際希少野生動植物流通管理対策費

【意見】

評価が「a+ 既に達成済み」となっているが、取り組みは不十分で、警察、税関等への野生生物犯罪に関する研修などによる法執行の強化、国際連携の強化が必要である。

【理由】

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下、種の保存法)違反で2019年に起訴された人数は6人、不起訴は226人であった(検察庁統計)。そのうち国際希少野生動植物に関して当会が情報公開請求により入手した情報によると、2019年に9件の事件(注)があった。種の保存法改正後の検挙である、岐阜県警・福岡県警合同捜査によるインターネットを利用した象牙の売買および大阪府警が捜査した象牙のオークションの2件以外の7件はインターネットオークションで違法な出品があるとの告発を受けての捜査である。積極的に摘発しているとは言いがたい。

また2019年の税関におけるワシントン条約該当物品の輸入差止等の件数351件に対し、関税法違反として、通告又は告発した事件数は6件である(財務省)。

米政府とフリーランド財団、国際航空運送協会、TRAFFIC等による報告書『In Plane Sight』では、空港での野生生物の密輸摘発を国際比較している。それによると「日本で密輸が見逃された後他国で摘発」された件数に比べ、「日本で摘発」された件数は圧倒的に少

ない。「日本へ到着前の摘発」される件数を考え合わせると、日本が関わっている違法取引は一定量あるとみられ、違法取引防止に国際的な責任がある (p25 図 8)。

また日本への持ち込みに成功した件数 (= 日本で摘発+日本で見逃され他国で摘発) に対する「日本で摘発」した割合は 23%であった。英国 92%、米国 85%、マラウイー82%と比べ、日本は極端に低い (p30 図 12)。つまり、日本の密輸摘発能力が他国に比べ低いことが示唆される。このことから報告書では、日本の野生生物取引に関する法律がかなり緩く、既存の規制の執行が不十分で、メディアの報道が足りず、社会の関心が低い可能性があると指摘されている。

このような低い評価がされているにもかかわらず、「a+ 既に達成済み」の評価は高すぎる。各国が野生生物取引の規制を強化していることも鑑みるべきである。

(注) 販売者と購入者の検挙を合わせて一つの事件とした

財務省 税関におけるワシントン条約該当物品の輸入差止等の件数と主な品目

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington_sashitome.pdf

検察庁統計 罪名別被疑事件の既済および未済の人員 19-00-08

ROUTES Partnership and C4ADS, In Plane Sight: Wildlife Trafficking in the Air Transport Sector (2018) p25,pp.30–31

<https://routespartnership.org/industry-resources/publications/in-plane-sight>

Figure 8. Point of seizure within the supply chain by country(2009–2017)

Figure 12. Country Enforcement Index for countries with twenty-five or more trafficking instances (2009 – 2017)